

福岡地方労働審議会議事録

家内労働部会

1 日時 : 平成24年9月12日(水) 9:56~11:21

2 会場 : 福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室

3 出席者 : **【公益代表委員】** 3人(定数3人)
上島 俊一
河地 洋子
益村 眞知子(部会長)

【家内労働者代表委員】 3人(定数3人)
上田 静生
下田 祐二
砂長 勉

【委託者代表委員】 3人(定数3人)
靄 繁樹
原田 雅宏
松岡 嘉彦

【福岡労働局】 労働基準部長 横尾 雅良
賃金課長 川口 広昭
課長補佐 金原 勝晶
専門監督官 満井 憲嗣
ほか

4 主要議題

- (1) 福岡県における家内労働の現状について
- (2) 福岡県男子服製造業最低工賃の改正について

5 審議内容

部 会 長 定刻より少し早めでございますが、ただ今から福岡地方労働審議会家内労働部
会を開催させていただきます。

最初に、家内労働部会委員の交代がございますので、事務局より御紹介してく
ださい。

課 長 補 佐 それでは、新しい委員の方を御紹介いたします。

家内労働者代表委員の上野茂伸委員が7月24日付けで御退任されました。
後任として、下田祐二委員が御就任されております。

なお、家内労働部会の委員につきましては、福岡地方労働審議会会長が指名す
ることになっておりますが、下田委員におかれましては、去る8月20日に本審
委員として任命され、また、家内労働部会委員として、指名を受けておられます
ことを御報告いたします。

部 会 長 それでは、下田委員、一言御挨拶をお願いします。

下 田 委 員 (挨拶)

部 会 長 ありがとうございます。
続きまして労働基準部長より御挨拶をお願いいたします。

労働基準部長 (挨拶)

部 会 長 ありがとうございます。
まず、定数の確認でございますが、本日は、全員出席でございます。
本日の議事録の署名を、家内労働者代表委員下田委員、委託者代表委員松岡委
員にお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

下 田 委 員 (承諾)
松 岡 委 員

部 会 長 ありがとうございます。
それでは、議題に入らせていただきます。
議題(1)の「福岡県における家内労働の現状について」です。
事務局から説明をお願いします。

専 門 監 督 官 [資料No.2 福岡県における家内労働の現状(平成24年4月1日現在)]
に基づいて説明。

賃金課長 平成21年度以降の審議経過について説明申し上げます。
男子服製造業の最低工賃の改正につきましては、平成21年12月に開催されました当部会におきまして審議を行っております。その部会におきまして2つのことが決まっております。
一つ目は男子服製造業最低工賃が適用される作業に従事している家内労働者が47名まで減少し、廃止も検討される状況となっているが、存続の必要性については最低工賃が適用される家内労働者の動向も見据えながら、次回改正検討時以降に判断をしましょうということです。

部会長 今回の説明事項についての資料はありますか。

賃金課長 資料はありません。

部会長 わかりました。続けてお願いします。

賃金課長 二つ目は最低工賃が9年間据え置きになっているが、経済状況はリーマンショック以降回復しておらず、男子服製造業は依然として厳しい状況におかれているが、工賃改正の時期は経済状況が整う時まで待つこととし、その時期の判断は事務局に任せますという以上2つの結論をいただきました。
そこで翌年の平成22年の12月に開催されました家内労働部会におきまして、工賃改正に係る経済環境について説明いたしましたが、厳しい状況が続いており先行も不透明であることから、男子服製造業の工賃改正については、計画している平成24年に改めて判断するということになっております。
以上です。

部会長 ただ今の説明につきまして、何か御質問はございませんか。

各委員 (無 し)

部会長 それでは、今年度男子服製造業に関する実態調査が実施されているようですので、調査結果について御報告いただき、引き続き経済状況等関連資料について事務局から説明をお願いします。

専 門 監 督 官

資料No.4 平成24年福岡県男子服製造業家内労働実態調査結果
資料No.5 福岡県最低賃金額（時間額）の上昇率と最低工賃額
資料No.6 九州他県との男子服関係最低工賃の比較
に基づいて説明。

賃 金 課 長

資料No.7 平成23年 繊維・生活用品統計年報 [抄]（経済産業省）
資料No.8 7月の中小企業月次景況調査（全国中小企業団体中央会）
資料No.9 九州地域の鉱工業動向 [抄]
（平成24年6月速報 九州経済産業局）
資料No.10 県内景況情報 6月期（福岡県中小企業団体中央会）
に基づいて説明。

部 会 長

ありがとうございました。
ただ今の説明につきまして、何か御質問、御意見等はありませんでしょうか。
併せて、前回までの部会での審議を受けまして、男子服製造業最低工賃の改正
について、存続の必要性を含めてですが、何か御意見ございませんでしょうか。

上 島 委 員

確認ですが、資料4の3ページの第2表の2、今審議をしている最低工賃の
実際の適用を受ける人数ですが、委託者数が2で家内労働者が40となっています
けれど、この方々のための審議会ということになると思いますけれど、それで間
違いはないでしょうか。

賃 金 課 長

はい、そのとおりです。

部 会 長

他にございますか。

鶴 委 員

資料4の5ページ、6ページなんですけれど、ここで調査に応じられたところ
というのは先ほどの最低工賃の適用を受ける方ですね。そうするとざっと見てい
きますと、先ほど最低工賃を下回っているところもあるわけなんですけれど、実際の
最低工賃よりも高く払っているところも結構あるわけなんですよね。

だから、例えば6ページの16番の「腰裏かんぬきどめ」ですか、最低工賃が
29円になっていますけれど、1名の方しか答えられていないので50円という
ことですよね。先ほどの24番は最低工賃が22円だけ但实际上に払われているの
が20円。おそらく同じ方だと思うんですけど、こういうのが実態であるとい
うことですね。

部 会 長

他にございませんか。

下 田 委 員 先ほど、資料4の4ページの工賃単価を引き上げたというところが1名いらしたというところでは、温情的に工賃単価を上げましたという説明があったんですけど、それは、温情的というよりも金額が低いか、その人の技術がいいので上げてやらなくてはならないと思ったと考えます。

温情的という言い方はちょっとおかしいと思います。やっぱりその人は引き上げるべきだと思ったはずなんですよ。

技術などは人によって違うかもしれないけれど、そんなに最低工賃は高くないと業者の方は判断されたからだと私は理解させてもらいました。

部 会 長 よろしいですか、今の意見。

賃 金 課 長 電話で問い合わせをいたしましたときに先方が温情的という言葉を使いましたのでそのままお伝えしましたが、下田委員のおっしゃることももっともだと思います。問い合わせをしたときにもっと詳しく調べればよかったと思っております。

部 会 長 好意的に解釈して、下田委員のおっしゃるように解釈可能だと捉えたらいかがでしょうか。

河 地 委 員 最近、中国から帰ってきたんですけど、中国の質がものすごく上がっています。デザインの的にも、技術的にも。

紳士服のファッションショーとか、紳士服のメーカーとかを見ても、日本のものがほとんど中国に行っていますね。それで中国製品の質も上がってきています。

そうすると、どうしても家内労働が無くなってくるのは当然ですね。

こっちのメーカーさんにいくつか聞いてみたんですけど、メーカーさんは家内労働に出すと、人によってバラつきがあるから、どうしてもチェックするときには問題が出てくる。それで「まつり」とか「ボタン付け」とかほとんど機械を入れて家内労働に出さなくなったという業者がたくさん見られます。

ですから、家内労働だけではやっていけないという現状が出てきたのではないのでしょうか。それで先ほどのお話を聞いていると、「前たてまつり」がいくら、何がいくらと書いてございますけれど、それ一つ一つでは評価はできないんじゃないかと思います。全体でどうだと考えていかないと。それでバランスをとってやっていかなければいけないんじゃないかと思います。

工場は向こうに行っているわけですから、委託業者の方は個人の服を作っていく方向に行くんじゃないでしょうか。

そういう委託者を開拓していくということが、仕事が増えることに繋がってくるんじゃないか、そうしないと日本のアパレルはもう生き残れないと思います。

みんな既製服に頼るという方向に持っていくとつぶれてしまいます。

もう中国が技術的にすごく上がっているということです。日本の技術より上がっています。クリエイションは駄目と思っていたんですけど、今年見たところではクリエイションもデザインも上がっています。

それから、中国の人は日本を相手にしていません。相手にしているのはヨーロッパとかアメリカで日本のメーカーは相手にしていません。

やっぱり中国で生産だけを行うという考えは捨てて、日本においてもきちっと作っていくということをしないと、この先やっていけないんじゃないかと思います。組織的にどうしていけばいいのかはわかりませんが、非常に危機感を覚えました。これは工賃だけの問題では済まないと思っています。

それと、私は授業の中で、今年からオートクチュールのものを入れていこうと思っています。

今の20歳が20年たって40歳になった時に、個人で1着の服が作れるという人材を育てることをしようと思っています。

工賃の話からは外れているかもしれませんが、私の意見は以上です。

部 会 長 今の御意見に対して、質問していいですか。

河 地 委 員 はい。

部 会 長 どうして、中国は日本を相手にせずアメリカ、ヨーロッパを相手にするのですか。

日本の企業とアメリカ、ヨーロッパの企業は何が違うんでしょうか。

河 地 委 員 まず、クリエイションが違います。

それから日本はかなりたたいてきますよね。安くやれと。そういうところが違います。

鶴 委 員 私どもも中国と取引があるのですが、同様のことが言えます。

日本と欧米の違いについて、中国の人が言うには、日本はヨーロッパと比べるとクレームが多いということがあります。

それと、中国の取引相手は今までは日本しかなかったのですが、今から先はヨーロッパも取引対象となっています。そういう面でだいぶ変わってきました。

ただ、今内職がやられているところというのは、こだわったものを作っておられるところだと思うんですよね。

中国が良くなったのはわかりますけれど、やはり日本の技術というのがそれを上回っているものがたくさんあるし、日本製という信用もあるわけなんですね。

だからそういう点をアピールしていかないといけないと思います。

それともう一つは、私は筑後から来ているんですけど、昔は町に仕立て屋があって仕立てていたんですけど、今はないんですよ。

今は青山とかフタタとかそういうものが出てきています。

そういう場所にもいい服にこだわっている人がいます。オーダーでもイージーオーダーでもいいんですけど、そういういったこだわりということを開拓していく必要があると思います。そういう所はちょっと値段が高くてでもいい。だからもう少し価格を上げることもできるわけです。

そういう形にしないと、今のままでは値段を上げるのは、ちょっと厳しいと思うんですよ。

下 田 委 員

それについてちょっとよろしいですか。

私の田舎は椎田町の呉服屋で、レーメントさんにも生地を出したりしているんですけど、田舎でも洋服屋さんというのは3つか4つあったんですね。今は無くなってしまい昔のいい関係というものも無くなってしまった。

衣服では大量生産をするところばかりになっています。

中国との競争についても、賃金とか価格とかの競争だけになっているんですけど、やはり技術者を育てていくということもやっていかないといけないと思うんですよ。日本の技術を育てるということをしないと、いいものも無くなってしまおうと思うんです。

この審議会でも最低工賃については適用が40人で、この40人のためにやるんですかというけれど、数だけを考えると虚しくなりますが、技術を持っている人を育てていくと考えると何か違った面も見えてくると思いますよ。

河 地 委 員

今の状態でも生産に従事したいという学生もいるんですよ。工場で就職というんですけど、給料は8万円でしょう。販売だったら18万円ですよ。

私は矛盾だと思うんですよ。作るのが高かろうと思うんです。そんな日本の構造がいかに思うんです。

私は久留米がすりにも関わってしまして、久留米がすりは高齢者のものだけにしたら駄目と言って、すべての人に受け入れられるように、久留米がすりロリータ課とか言って、かわいい服を作ったり、それでファッションショーしたりしています。久留米がすりも変わってきていますね。

だから、何か物づくりがいいよというアピールをしていかないといけないような気がしますね。そうすると工賃も上がってくると思います。

鶴 委 員

我々は食料品なんですけど、今の日本は、需要と供給のバランスが供給過剰になっているんですよ。買い手市場になっているんですよ。苦労しているメーカーが一番苦しくて、それを売っているだけのところが一番利益を得ているというような状況なんですよ。

それが、供給が厳しくなって、供給ができなくなってくると立場が逆転すると思うんですけど、今の状況は買うほうが悪くなっている。

なかなか構造的なものもあって、この問題も局地的な問題では解決できないこともありますよね。

河 地 委 員 家内労働のやり方、内職さんのやり方も変えなければ、工賃も上がっていきな
いと思いますね。

上 島 委 員 確かにこの資料を見ると、21日、毎日5時間半働いて月額3万4千円という
のはちょっとかわいそうだと思いますね。あまりにも、少ない。

販売の方は18万もらったり、工場の方はもうちょっともらったりするのに、
内職の方は3万4千円というのはちょっとどうなのという気持はしますよね。だ
けど今お話しされている中国とかのことを考えれば、上げることはできないし、
ちょっと矛盾を感じますね。

部 会 長 我が国の現在における繊維産業の現状がいかに厳しいものであるかについて
理解を深め御意見を頂戴しました。

つきましては、繊維産業のおかれている状況について現場からの詳しい情報提
供がありましたので、それらを踏まえまして、事務局では今年度の男子服製造業
最低工賃の改正について、どのようにお考えでしょうか。

賃 金 課 長 ただ今の御意見、そして今回の実態調査を踏まえまして、事務局の意見を申し
ます。

最低工賃の適用を受ける委託者、家内労働者数は、前回調査の平成21年度の
3社47人から2社40人に減少し、今後も減少する見込みであることから、最
低工賃の廃止も視野に入れる時期に来たものと思われませんが、表第6に見られま
すように、最低工賃が、直接適用を受けない家内労働者の工賃の基準にもなっ
ていることが伺えますことから、最低工賃の果たしている役割は少なくないもの
と思われまます。したがって、最低工賃の廃止は時期尚早と思われまます。

また、最低工賃の改正につきましては、男子服製造業最低工賃はこの12年間
改定されておらず、その間、最低賃金は1時間当たり61円、率にして9.6%
の引上げがなされていることから、賃金労働者とのバランスも考慮すべき状況で
あります。

しかしながら、今回工賃を引き上げなかった委託者は8割に上っておりまして
その背景にはリーマンショック以降も続く諸外国との価格競争や円高等による
国内経済の縮小などの厳しい経済状況があり、いまだ、経済環境が整ったとは言
い難い状況だと思われまます。

以上総合的に判断いたしまして事務局といたしましては、工賃を廃止するには

まだ時期尚早と思われます。そしてこの問題については、今後の家内労働者の動向も見据えながら、引き続き慎重に検討していくべきと考えます。

工賃改正につきましては、今期は改正諮問を見送りまして、次期工賃の改正期であります3年後に存続も含めまして、御判断をいただけたらありがたいと思います。

以上です。

部 会 長 今事務局から工賃改正についての考え方が示されましたが、これについてはどうお考えですか。先ほどの議論からすると、家内労働者代表委員の方からも、委託者代表委員の方からも、公益代表委員の方からも、繊維業界は厳しいので男子服製造業の最低工賃を引き上げるのは難しいのではないだろうかという御意見が多かったと思われますが、いかがですか。

下 田 委 員 先ほどの件ですけれど、資料No.6で他県に比べて安いものがありますよね。これを調査をしていただいて、その理由を次回までに教えてほしいと思います。

部 会 長 その点は今後調査していただくとして、ほかに御意見等はございますか。

各 委 員 (無 し)

部 会 長 無いようでしたら、先ほどの事務局からの御提案のように、最低工賃の適用を受ける委託者が2人、家内労働者が40人まで減少しており、また今後も減少傾向が続くだろうということ、そして法律の実効性の問題もあって、最低工賃の必要性について検討する時期に来ているけれど、まだ経済の置かれている状況を考えますと、前回もまた前回もということで9年間も据え置きでございませけれど、欧州経済危機とか円高、電力関係等々日本経済の置かれている状況を考えますと、今だ、底堅いと断定できるまではいっていない。日本経済も復調しつつあるけれど、厳しい状況にある。その点は県の委員会でも示されております。

こういった状況を踏まえますと、今、工賃を引き上げるのはいかがなものかということで、今回は事務局の提案どおり、最低工賃の引上げについては見送りといたしまして、廃止については次期の改正期以降検討するという結論を出してよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

部 会 長 ありがとうございます。

では、皆様から出されました御意見を含めまして、本日の家内労働部会での審議内容を福岡地方労働審議会会長あてに報告するというところで、皆様に了解をし

ていただいたということにしたいと思います。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。事務局から何かございますか。

事務局 特にございません。

部会長 どうもありがとうございます。
本日の審議はすべて終了しました。
審議会がスムーズに運営できましたことを皆様に感謝いたします。
それでは、これで審議会を閉会いたします
お疲れさまでした。